

インクルーシブ教育の更なる推進に向けた 連携と協力に関する協定書

海老名市教育委員会（以下「甲」という。）及び神奈川県教育委員会（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、インクルーシブ教育の更なる推進に向け、次のとおり協定を締結する。

（趣旨及び目的）

第1条 本協定は、乙が甲を「フルインクルーシブ教育推進市町村」として指定するとともに、甲及び乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、全ての子どもたちが地域の小・中学校に通い、同じ場で共に学び共に育つことができる環境を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- (1) フルインクルーシブ教育の実現に向けた研究・企画・実践に関すること
- (2) フルインクルーシブ教育の普及・啓発に関すること
- (3) その他、フルインクルーシブ教育の推進に関すること

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、推進会議を立ち上げ、随時、情報を交換し、協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た機密情報を相手側の書面による事前の承諾なしに第三者に開示し、もしくは漏洩し、又は本協定の目的以外に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の期間が終了した後も有効に存続する。

（協定の見直し）

第4条 甲及び乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(雑則)

第6条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び本協定の運用等にあたって生じた疑義に関する事項については、信義誠実の原則に従い、その都度協議の上定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和6年3月29日

(甲) 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

海老名市教育委員会教育長 伊藤 文康 (自著)

(乙) 神奈川県横浜市中区日本大通1番地

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄 (自著)